

放課後児童クラブ保育料の見直しについて

保育課

1. 保育料の見直しによる利用者負担の適正化

利用者負担の適正化は、全庁的課題として取り組んでいる事項で、当該事業の財源について利用者が負担すべき適正な水準を検討するもの。

2. 本市の放課後児童クラブについて

本市の放課後児童クラブは、平成 19 年度より指導員の配置基準を定めており、その後平成 27 年度に国から示された配置基準の約倍としている。同時並行で様々な活動を行う放課後児童クラブにおいて、指導員の配置数は高い質となっている。

専門性ある事業者に委託できうる人件費と事業費の水準を設定し、公募のプロポーザル方式により当時の保護者会代表を含めた関係者で事業者を選定して、指定管理者として事業の実施と施設の管理を委託している。

また、県内でも数少ない専用施設を設置していることも、本市の特徴。用地を用意し費用をかけ専用施設を建設している。学校外に専用施設として設定したことは、家庭に代わる場として、学校敷地外に設置することが重要との、当時の保護者代表や子育て関係者のご意見を踏まえたもの。

平成 22 年度から 23 年度にかけ、現在の 5 学童を集中的に整備し、現体制とした。

年度	委託料 当初予算額	平成 22 年度との差額	平成 22 年度との倍率
平成 22 年度	5,062 万 5 千円	—	—
平成 23 年度	6,258 万 4 千円	1,195 万 9 千円	1.23 倍
平成 31 年度	1 億 696 万円	5,633 万 5 千円	2.11 倍

3. 質の維持の重要性

本市の財政は厳しい状況にあるが、緊急財政対策の際も放課後児童クラブ事業の重要性を踏まえ、現在の水準や事業形態を維持している。国では指導員の配置基準を下げるができるよう制度改正を予定しているが、本市では現在の質を維持することを重要と考えている。

将来に渡り、持続可能な制度となるよう実施するもの。

4. 財源構成の状況

国の制度設計上の負担割合	平成 29 年度当初予算ベース	説明
<p>国の制度設計上の負担割合</p> <p>国, 16.7%</p> <p>県, 16.7%</p> <p>市, 16.7%</p> <p>保護者, 50.0%</p>	<p>市の負担状況</p> <p>国, 11.2%</p> <p>県, 11.2%</p> <p>市, 46.8%</p> <p>保護者, 30.6%</p>	<p>※市の負担 46.8%と保護者の負担 30.6%を同率に近づけることを目標に検討した。</p>

5. 昨年度の保育料見直し案の概要

○基本的な保育料(案)

	1階層	2階層	3階層	4階層	5階層	6階層	7階層	8階層
国想定年収	生活保護	非課税	330万まで	470万まで	640万まで	930万まで	1130万まで	1130万超
現在の利用料	0	3,500	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
パブコメ(案)	0	3,500	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	18,000
条例保育料(案)	0	3,500	10,000	12,000	13,500	15,000	16,500	18,000

※パブリックコメント及び保護者会への説明会の結果を踏まえ、条例案は引き下げた。

6. 保育料を見直しの考え方

○値上げ額等の設定の考え方

◇最高額をどうするか。

- ・ 前は所得に応じて最高 18,000 円としていたが変更するか。

◇減免等のあり方

- ・ きょうだい減免、高学年割引、ひとり親世帯の減免

○今後の進め方

◇原案の作成【6月末を目途】

- ・ 各クラブへ配布

◇保護者会連絡会

- ・ 7月に意見を伺う。

◇子ども・子育て会議での審議

◇パブリックコメントの実施

- ・ 9月実施を想定

○現在の保育料と条例保育料(案)の最高額

世帯の状況	現在	条例案	差額	訂正案
一般世帯（1～3年生）	12,000	18,000	6,000	
一般世帯（4年生以上）	10,000	17,000	7,000	
ひとり親世帯（1～3年生）	9,000	18,000	9,000	最高額を 13,500 円
ひとり親世帯（4年生以上）	6,000	17,000	11,000	最高額を 11,500 円
児童扶養手当受給世帯（1～3年生）	4,500	11,000	6,500	第3階層 4,500 円
児童扶養手当受給世帯（4年生以上）	3,000	10,000	7,000	第3階層 3,000 円
非課税世帯（1～3年生）	3,500	3,500	0	
非課税世帯（4年生以上）	2,500	2,500	0	
生活保護世帯	無料	無料	0	

【減免影響を踏まえた財政影響試算結果】

事 由	計算方法	パブコメ(案)	条例保育料(案)
きょうだい減免	利用料総額×11.4%(構成比)×20%(減額率)	1,271,590	1,220,770
高学年割引	1000円(減額額)×60人×12月	720,000	720,000
ひとり親世帯	第3階層2,000円、第4階層は1,000円	600,000円程度	600,000円程度
計		約260万円	約254万
効果額		880万円	664万円

⇒①最高額を変更すると、変動する。

②ひとり親世帯の減免を強化すると、効果額は減額する。

【参考資料】 他市の1年生の利用料の状況(指定管理・委託の例)

▽藤沢市 利用料14,500円+おやつ代2,000円=16,500円

▽平塚市 利用料14,000円+おやつ代と保険料は各クラブ別途

▽茅ヶ崎市 利用料12,000円+おやつ代1,900円=13,900円

※鎌倉市他、直営の市の多くの例 利用料月額5,000円~6,000円+おやつ代

※放課後児童クラブ運営者へ補助金で実施している市では、20,000円から25,000円程度の例も散見される。